

学校法人梅村学園（以下「本法人」という。）は、コンプライアンスを更に推進するための体制を整備し、適正かつ公正な業務運営をすることで、社会的信頼の向上を目指します。この実現に向けた行動及び判断の基準となる基本的な考えを示すため、学校法人梅村学園コンプライアンスポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定めるものとします。

## 1 適用範囲

本ポリシーは、本法人の役員及び教職員（本法人で業務を行う者であって本法人の役員及び教職員以外のものを含む。以下「教職員等」という。）に適用されます。

## 2 定義

本ポリシーにおける「コンプライアンス」とは、教職員等が法令及び寄附行為その他本法人の諸規程を遵守することにより、教育研究に携わる者として適正かつ公正に業務を遂行し、社会及びステークホルダーの信頼に応えることを意味します。

## 3 統括責任者の責務

理事長は、本法人のコンプライアンス推進の統括責任者として、コンプライアンス活動の推進及び監督を行います。

## 4 教職員等の責務

教職員等は、本法人の構成員としてその使命を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識して、社会的良識をもって誠実に業務を遂行します。

## 5 コンプライアンスのための教育

本法人は、教職員等がコンプライアンスに関する正しい知識を持ち、教職員等の意識を高めることを目指して、コンプライアンスに関する啓発、研修等を定期的 to 実施します。

## 6 相談・通報

教職員等及び在学生・在校生その他本法人の利害関係人は、本法人のコンプライアンスに関する相談又は通報ができ、本法人は、その相談又は通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行いません。

## 7 是正措置等

本法人は、コンプライアンス違反が認められた場合には、速やかに是正及び再発防止のために必要な措置を講じ、コンプライアンス違反を行った者に対しては、本法人の諸規程に従い懲戒処分等を行います。

## 8 その他

本法人は、社会情勢の変化に応じて本ポリシーを定期的に見直します。本ポリシーの改廃の必要が生じた場合は、理事会の審議を経て、理事長が行います。

## 附 則

本ポリシーは、2025年3月27日から施行する。